

○利根町地域おこし協力隊設置規則

令和 5 年 6 月 2 7 日

規則第 2 6 号

利根町地域おこし協力隊設置規則（平成 2 8 年利根町規則第 5 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 人口減少及び高齢化が進行する本町において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住及び定着を図るとともに、地域の活性化等を促進するため、地域おこし協力隊推進要綱（平成 2 1 年 3 月 3 1 日付け総行応第 3 8 号総務事務次官通知。以下「推進要綱」という。）に基づき、利根町地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を設置する。

（定義）

第 2 条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 任用型隊員 協力隊のうち、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用職員として任用した者
- （2） 委託型隊員 協力隊のうち、町長が業務委託契約を締結し、委嘱した者。（以下「受託者」という。）

（協力隊の活動）

第 3 条 協力隊の隊員（以下「隊員」という。）の活動は、町及び地域住民等との連携により、次に掲げるもののうちから、利根町地域おこし協力隊募集要項でその都度定めるものとする。

- （1） 移住定住の促進に関する活動
- （2） 地域コミュニティの維持及び地域の活性化に関する活動
- （3） スポーツによるコミュニティの活性化及び健康増進に関する活動
- （4） 空き家・空き地の調査及び移住希望者業務に関する活動

- (5) まちづくりや地域間交流に関する活動
- (6) 地域資源の発掘及び利活用に関する活動
- (7) 地域産業の振興に関する活動
- (8) 地域の情報発信に関する活動
- (9) 前各号に掲げるもののほか、地域活性化に係る活動で町長が必要と認める活動

(隊員の要件)

第4条 隊員は、次に掲げる要件をすべて満たす者のうちから、町長が任用又は委嘱する。

- (1) 三大都市圏をはじめとする都市地域等に現に住民票を有する者（推進要綱に規定する要件を満たす者）であって、任用又は委嘱されるまでの間に、本町に住民票を異動し、定住する意思を有する者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）
- (3) 第16条に規定する欠格事項に該当しない者
- (4) 心身ともに健康で、隊員の活動に意欲と熱意があり、任期後も引き続き本町に定住する意欲がある者
- (5) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条に規定する普通自動車第一種免許を有している者

(遵守事項)

第5条 隊員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 積極的に活動に取り組むこと。
- (2) 地域住民との融和に努めること。
- (3) 任用又は委嘱後、速やかに本町に生活拠点を移し、住民票を異動すること。

(町の役割)

第6条 町は、隊員の活動が円滑に実施できるよう、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 隊員の活動に対する住民への周知及び総合調整
- (2) 隊員の研修及び隊員相互の交流
- (3) 任用又は委嘱期間終了後の隊員の定住支援
- (4) 前各号に掲げるもののほか、隊員が行う活動に対して必要な事項
(隊員の任用又は委嘱期間)

第7条 隊員の任用又は委嘱期間は、1年とする。ただし、年度途中において任用又は委嘱された隊員の期間は、任用又は委嘱した日の属する年度の末日までとする。

- 2 町長は、前項の規定にかかわらず、勤務実績に基づく能力の実証により、1年を超えない範囲内で、通算して3年を限度に任用又は委嘱期間を更新することができる。

(任用型隊員の報酬)

第8条 任用型隊員の報酬は、月額291,000円とする。

(任用型隊員の勤務条件等)

第9条 任用型隊員の勤務日は、1週間につき5日とする。

- 2 任用型隊員の勤務時間は午前8時30分から午後5時15分までとし、休憩時間は正午から午後1時までとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、町長は、活動の内容において調整が必要と認める場合には、任用型隊員の勤務時間等を変更できるものとする。
- 4 前3項の規定に定めるもののほか、任用型隊員の休暇その他勤務条件に関し必要な事項は、利根町会計年度任用職員の勤務時間に関する規則（令和元年利根町規則第13号）を準用する。この場合において、「職員」とあるのを「隊員」と読み替えるものとする。

(任用型隊員の公務災害補償)

第10条 任用型隊員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、市町村非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和50年茨城県市町村事務組合条例27号）を準用する。この場合において、「職員」とあるのを「隊

員」と読み替えるものとする。

(委託型任用職員の勤務条件等)

第11条 委託型任用隊員の勤務条件等については、町長と協議して定めるものとする。

(委託型隊員の委託料)

第12条 町長は、隊員からの活動に関する提出資料等を審査し、適正と認められるときは、隊員に対し、地域活動の対価として委託料を支払うものとする。

(隊員活動の経費の支給)

第13条 町長は、隊員が、第3条に規定する活動に必要な経費を予算の範囲内で支給する。

(活動報告等)

第14条 隊員は、その活動内容について、利根町地域おこし協力隊活動日誌(様式第1号)に記録しなければならない。

2 隊員は、活動を行った日の属する月の翌月10日までに、利根町地域おこし協力隊活動報告書(様式第2号)に、前項の利根町地域おこし協力隊活動日誌を添付し、町長に提出しなければならない。

(解任等)

第15条 町長は、隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、解任することができる。

(1) 法令若しくは、この規則に定める隊員の遵守事項に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 疾病、事故等により、隊員活動の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。

(3) 隊員本人から届出があったとき。

(4) その他、町長が隊員として適当でないと認めるとき。

(服務)

第 16 条 隊員は、協力隊の活動により知り得た秘密を漏らしてはならない。

その職を退いた後も、同様とする。

2 隊員は、利根町地域おこし協力隊員身分証明書（様式第 3 号）を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

（補足）

第 17 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年規則第 12 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の利根町地域おこし協力隊設置規則の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

この規則は、公布の日から施行し、改正後の利根町地域おこし協力隊設置規則の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

様式第1号 (第14条関係)

利根町地域おこし協力隊活動日誌

隊員氏名

(年 月)

[illegible]

様式第2号（第14条関係）

利根町地域おこし協力隊活動報告書

利根町長様

隊員氏名 _____

（ 年 月）

1. 実施した活動の概要・状況・課題等（地域活動・地域住民との交流等）

2. 翌月の活動予定

3. その他

※ この報告書は、活動日誌とともに活動した翌月の10日までに提出すること。

様式第3号（第16条関係）

（表）

利根町地域おこし協力隊員身分証明書	
氏 名	写真
生年月日	
上記の者は、地域おこし協力隊員であることを証明する。	
有効期間	年 月 日 から 年 月 日
利根町長 印	

（裏）

注 意 事 項
1 この証明書は、職務を遂行するときには常に携帯し、関係人から請求があったときには、これを提示しなければならない。
2 この証明書は、他人に貸与し、若しくは譲渡し、又はこれを訂正してはならない。
3 この証明書を紛失し、又は損傷したときは、直ちに町長に届出なければならない。
4 この証明書は、任期が終了し、又は解任されたときは、直ちに町長に返還しなければならない。

様式第 1 号（第 1 4 条関係）

様式第 2 号（第 1 4 条関係）

様式第 3 号（第 1 6 条関係）